



条例等一自治立法権

条例分類の例

法令の規定の有無

有：つくば市税条例 ← 地方税法3条1項

「地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。」

無：つくば市民の日条例、つくば市名誉市民条例

住民の権利義務にかかわるか否か

■ かかわるもの

つくば市自転車等放置防止条例

つくば市路上喫煙による被害の防止に関する条例

■ かかわらないもの（内部的事項等）

つくば市役所の位置を定める条例、つくば市議会委員会条例

つくば市行政組織条例、つくば市職員の給与に関する条例



条例の例（図書館関係（一部））

■ 地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

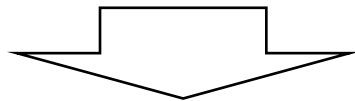
3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

■ 図書館法

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。



■ 条例

千代田区立図書館条例 ← 図書館の設置、指定管理者による管理

千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例 ← 指定管理者の指定手續等

つくば市立図書館条例 ← 図書館の設置、図書館協議会の設置等



地方公共団体の条例制定権の根拠

日本国憲法

第94条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

(1) 条 例

普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。(法§14①)

※ 第二条第二項の事務…地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの

条例とは、普通地方公共団体の区域内において適用される自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で定める。議会の議決が必要となる。

(2) 規 則

普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。(法§15①)

規則とは、条例とともに普通地方公共団体が制定する自治立法であり、国の法令に違反しない範囲で地方公共団体の長が定める。議会の議決を必要としない。

- 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。(14条2項)
- 市町村及び特別区は、当該都道府県の条例に違反してその事務を処理してはならない。違反して行った行為は、無効。(2条16項・17項)

条例の制定権の範囲① ～条例と憲法の関係～

○ 条例による財産権規制

憲法29条2項 「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」

■ 奈良県ため池条例事件(最判S38.6.36)

「ため池の堤とうを使用する財産上の権利を有する者は、本条例1条の示す目的のため、その財産権の行使を殆ど全面的に禁止されることになるが、それは災害を未然に防止するという社会生活上のやむを得ない必要から来ることであって、ため池の堤とうを使用する財産上の権利を有する者は何人も、公共の福祉のため、当然これを受任しなければならない責務を負うというべきである。」

○ 条例への罰則の委任

憲法31条 「何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。」

→ 地方自治法14条3項

「普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は五万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。」

○ 租税条例主義

憲法84条 「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律に定める要件によることを必要とする。」

※地方税法

(地方団体の課税権)

第二条 地方団体は、この法律の定めるところによつて、地方税を賦課徴収することができる。

(地方税の賦課徴収に関する規定の形式)

第三条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 略

(道府県が課することができる税目)

第四条 道府県税は、普通税及び目的税とする。

2 道府県は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

一～十 略

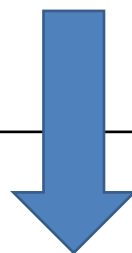
3 道府県は、前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

4～6 略



○ 地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第二条第二項の事務に関し、条例を制定することができる。



第2条2項 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。



条例の制定権の範囲③ ～条例と法律の関係～

○ 古典的法律先占論(過去)

法律が明示的または黙示的に対象としている事項については、法律の明示的委任なしに同一目的の条例を制定することはできない。

※判例

徳島市公安条例事件(最大判昭和50年9月10日)

「条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾牴触があるかどうかによってこれを決しなければならない。」

○ 「法令の範囲内で」 ～場合分け～

ア) 当該事項について規律する法律が存在しない

→原則として条例制定できる

例) 情報公開条例 など

イ) 国の法令で特別な授權や委任がある

→授權や委任の範囲内で条例制定できる

ウ) 国の法令が規律している事項と同一の事項について、当該法令と異なった目的で規律を行う

→原則として、条例制定できる

例) 狂犬病予防法と飼い犬取締り条例(広く犬による危害防止)

エ) 「上乗せ」「横出し」

→上乗せ・横出しを許容

- ・上乗せ: 国の法令が「一定の範囲・対象」について規制している場合に、条例で「同一の範囲・対象」に対して、「より厳しい規制」を行う

- ・横出し: 国の法令が「一定の範囲・対象」について規制している場合に、条例で、「国の法令により規制が行われていない範囲・対象」を規制



徳島市公安条例事件

〈事実の概要〉

X（被告人）は、昭和43年12月10日、徳島県反戦青年委員会主催の集団示威行進に青年・学生約300人と参加し、その際、①先頭集団数十名とともに自らもだ行進を行い、②また、先頭列外付近に位置して所携の笛を吹いたり、両手を上げて前後に振って集団行進者にだ行進をさせるよう刺激を与えて、集団行進者が交通秩序の維持に反する行為をするように煽動した。①の行為が道路交通法77条3項（道路使用許可条件に違反）に、②の煽動行為が徳島市公安条例3条3号にそれぞれ該当するとして起訴された。

第1審徳島地裁（徳島地判昭和47・4・20判タ278号287頁）は、道交法違反を認めたが、徳島市公安条例違反については無罪とした。本条例3条3号の規定は犯罪構成要件の内容として合理的解釈によって確定できる程度の明確性を備えているとはいえず、憲法31条の趣旨に反する、というわけである。第2審高松高裁（高松高判昭和48・2・19刑集29巻8号570頁参照）も第1審判決を維持し、検察官控訴を斥けた。

〈判 旨〉

破棄自判。

(i)「普通地方公共団体の制定する条例が国の法令に違反する場合には効力を有しないことは明らかであるが、条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない。例えば、ある事項について国の法令中にこれを規律する明文の規定がない場合でも、当該法令全体からみて、右規定の欠如が特に当該事項についていかなる規制をも施すことなく放置すべきものとする趣旨であると解されるときは、これについて規律を設ける条例の規定は国の法令に違反することとなりうるし、逆に、特定事項についてこれを規律する国の法令と条例とが併存する場合でも、後者が前者とは別の目的に基づく規律を意図するものであり、その適用によって前者の規定の意図する目的と効果をなんら阻害することがないときや、両者が同一の目的に出たものであっても、国の法令が必ずしもその規定によって全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨ではなく、それぞれの普通地方公共団体において、その地方の実情に応じて、別段の規制を施すことを容認する趣旨であると解されるときは、国の法令と条例との間にはなんらの矛盾抵触はなく、条例が国の法令に違反する問題は生じえない」。

(ii)「道路交通法は道路交通秩序の維持を目的とするのに対し、本条例は道路交通秩序の維持にとどまらず、地方公共の安寧と秩序の維持という、より広は

ん、かつ、総合的な目的を有するのであるから、両者はその規制の目的を全く同じくするものとはいえない」。「もっとも、地方公共の安寧と秩序の維持という概念は広いものであり、道路交通法の目的である道路交通秩序の維持をも内包するものであるから、本条例3条3号の遵守事項が単純な交通秩序違反行為をも対象としているものとすれば、それは道路交通法77条3項による警察署長の道路使用許可条件と部分的には共通する点がありうる。」

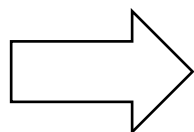
(iii)「道路交通法77条1項4号は、同号に定める通行の形態又は方法による道路の特別使用行為等を警察署長の許可によって個別的に解除されるべき一般的禁止事項とするかどうかにつき、各公安委員会が当該普通地方公共団体における道路又は交通の状況に応じてその裁量により決定するところにゆだね、これを全国的に一律に定めることを避けているのであって、このような態度から推すときは、右規定は、その対象となる道路の特別使用行為等につき、各普通地方公共団体が、条例により地方公共の安寧と秩序の維持のための規制を施すにあたり、その一環として、これらの行為に対し、道路交通法による規制とは別個に、交通秩序の維持の見地から一定の規制を施すこと自体を排斥する趣旨まで含むものとは考えられず、……そうすると、道路における集団行進等に対する道路交通秩序維持のための具体的規制が、道路交通法77条及びこれに基づく公安委員会規則と条例の双方において重複して施されている場合においても、両者の内容に矛盾抵触するところがなく、条例における重複規制がそれ自体としての特別の意義と効果を有し、かつ、その合理性が肯定される場合には、道路交通法による規制は、このような条例による規制を否定、排除する趣旨ではなく、条例の規制の及ばない範囲においてのみ適用される趣旨のものと解するのが相当であり、したがって右条例をもって道路交通法に違反するものとするはできない。」



上乘せ・横出しの例

■ 食品衛生法

第11条 厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、販売の用に供する食品若しくは添加物の製造、加工、使用、調理若しくは保存の方法につき基準を定め、又は販売の用に供する食品若しくは添加物の成分につき規格を定めることができる。



- ・ 条例でより厳しい基準・規格を定めることができるか（上乘せ）
- ・ 厚労大臣が基準等を定めていない食品について基準を定めることができるか（横出し）



条例との関連について言及している法令の例

【大気汚染防止法】（昭和43年法律第97号）

第4条 都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、ばいじん又は有害物質に係る前条第一項又は第三項の排出基準によつては、人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域におけるばい煙発生施設において発生するこれらの物質について、政令で定めるところにより、条例で、同条第一項の排出基準にかえて適用すべき同項の排出基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排出基準を定めることができる。

第32条 この法律の規定は、地方公共団体が、ばい煙発生施設について、そのばい煙発生施設において発生するばい煙以外の物質の大気中への排出に関し、…条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

【水質汚濁防止法】（昭和45年法律第138号）

第3条

3 都道府県は、当該都道府県の区域に属する公共用水域のうちに、その自然的、社会的条件から判断して、第一項の排水基準によつては人の健康を保護し、又は生活環境を保全することが十分でないと認められる区域があるときは、その区域に排出される排水の汚染状態について、政令で定める基準に従い、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準を定めることができる。

第29条 この法律の規定は、地方公共団体が、次に掲げる事項に関し条例で必要な規制を定めることを妨げるものではない。

- 一 排水について、第二条第二項第二号に規定する項目によつて示される水の汚染状態以外の水の汚染状態（有害物質によるものを除く。）に関する事項
- 二 特定地下浸透水について、有害物質による汚染状態以外の水の汚染状態に関する事項
- 三 特定事業場以外の工場又は事業場から公共用水域に排出される水について、有害物質及び第二条第二項第二号に規定する項目によつて示される水の汚染状態に関する事項
- 四 特定事業場以外の工場又は事業場から地下に浸透する水について、有害物質による水の汚染状態に関する事項

規則等

地方自治法

- 第15条 普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。
- 第138条の4第2項 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

例) 警察法第38条 公安委員会規則

地教行法 第14条 教育委員会規則 など





国と地方の関係

資料は主に総務省作成
資料、内閣府作成資料
より作成

「国と地方の役割分担」について

1 地方自治法の定める「国と地方の役割分担」の概観

- 地方公共団体は、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされ（地方自治法（以下「法」という。） § 1-2(1)、地域における事務及び法令で定められたその他の事務を処理する（法 § 2(2)）。
- 上記を達成するため、次のような国と地方公共団体の役割分担の在り方を定め、国はこれを基本として適切に役割分担するようにしなければならないとされている（法 § 1-2(2)）。
 - ・ 国は、国が本来果たすべき役割を重点的に担う。（※ 国が本来果たすべき役割として、次の3類型を例示）

- ① 国際社会における国家としての存立にかかわる事務
 - ② 全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務
 - ③ 全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施
 - ・ 住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねる。

- ※ 都道府県と市町村の役割分担
 - 都道府県は、市町村を包括する広域の地方公共団体として、①広域にわたるもの、②市町村に関する連絡調整に関するもの、③その規模又は性質において一般の市町村が処理することが適當ではないと認められる事務を処理することとされている（法 § 2(5)）。
 - 市町村は、基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、「地域における事務及び法令で定められたその他の事務」を処理することとされている（法 § 2(2)）。
- また、国は、地方公共団体に関する制度の策定や施策の実施に当たっては、地方公共団体の自主性・自立性が十分発揮されるようにしなければならないとされている（法 § 1-2(2)）。
- これらの法の規定は、地方公共団体に関する制度や施策及び運営の根幹が法律等で定められる場合において、
 - ① 国が地方公共団体に関する制度の企画立案を行う際の立法基準として、
 - ② また、地方公共団体に配分された事務の処理に際して法令の解釈・運用基準として、それぞれ機能することが期待されており、国はこれらの制約に服することとなる（2及び3で詳述）。

2 地方公共団体の事務に関する制度の企画立案段階

- 国は、地方公共団体の事務に関する制度の企画立案を行うことができる。
この場合における国の立法基準として、地方自治法は下記の枠囲みのような事項を定めている。

※ 地方自治法等は、次の2つの側面に着目して、立法基準を定めている。

- ① 法律又はこれに基づく政令・省令・告示等で、地方公共団体に関する制度を企画立案しようとする場合
- ② ある事務について、国において適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律等に特に定めようとする場合（＝法定受託事務にしようとする場合）

国は、地方公共団体に関する制度の策定に当たって、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない（法§ 1-2②）

地方公共団体に関する法令の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方公共団体との適切な役割分担を踏まえたものでなければならない（法§ 2⑩）

法令等により制度が定められている事務

法令等により制度が定められていない事務

- ・ 国が本来果たすべき役割に係るものであって※
- ・ 国において適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律等に特に定めるもの

※ 国が本来果たすべき役割に係る事務でも、利便性・効率性・総合性等の観点から、地方公共団体の事務とされるものがある。

法定受託事務

自治事務

法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、…地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする（地方分権推進一括法附則§ 250）

- なお、地方公共団体の事務処理に関する国の関与については、法律又はこれに基づく政令で定めなければならない、また、地方自治法が定める下記の枠囲みのような立法基準に則さなければならない。

【国の地方公共団体に対する関与の基本原則】 ※  は地方自治法に一般的な根拠規定が置かれている関与

	自治事務	法定受託事務
助言・勧告	○	○
資料の提出の要求	○	○
是正の要求	○	
同意	特定の場合以外設けない※1	○
許可・認可・承認	特定の場合以外設けない※1	○
指示	特定の場合以外設けない※1	○（是正の指示）
代執行	原則として設けない※2	○
協議	特定の場合以外設けない※1	特定の場合以外設けない※1
その他の関与	原則として設けない※2	原則として設けない※2

国は、普通地方公共団体が国の関与を受け、又は要することとする場合には、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない（法§245-3①）

※1「特定の場合以外設けない」

（例えば「協議」については、）国は、国又は都道府県の施策との間の調整が必要な場合を除き、普通地方公共団体が、「協議」を要することとするものがないようにしなければならない（法§245-3③）

※2「原則として設けない」

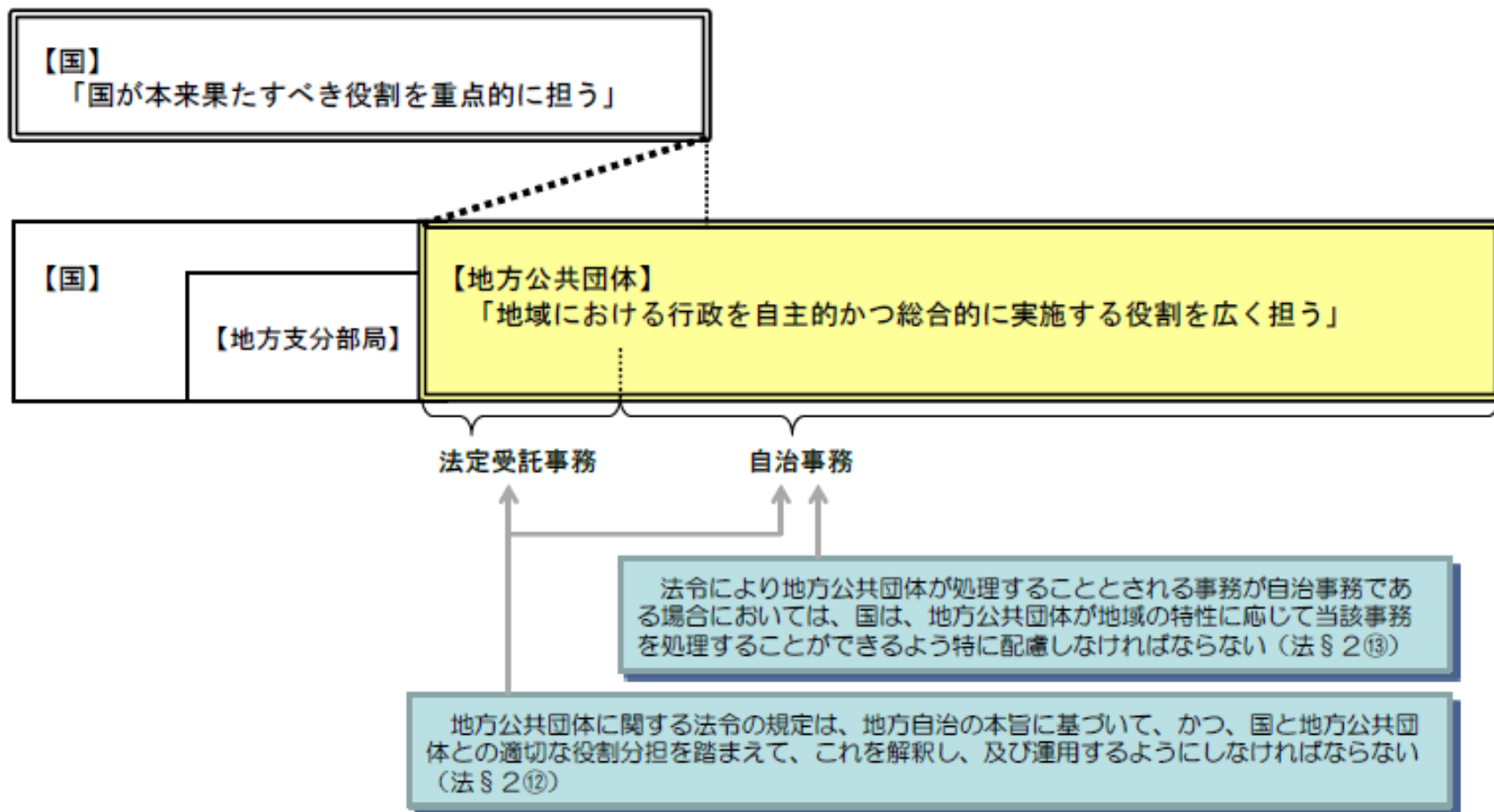
国は、できる限り、普通地方公共団体が、次の関与を受け、又は要することとするものがないようにしなければならない（法§245-3②）

- ① 自治事務の処理に関しては「代執行」「その他の関与」
- ② 法定受託事務の処理に関しては「その他の関与」

3 事務の執行段階

- 国は、地方公共団体における事務の執行に関して法令や施策を解釈・運用する際には、地方自治法に定める下記の枠囲みのような事項を解釈・運用基準としなければならない。

また、国が地方公共団体に関する関与を行うに当たっても、同様の基準に則さなければならない。



自治事務と法定受託事務

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担う。

自治事務

- 地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの

- ・ 法律・政令により事務処理が義務付けられるもの

＜主な例＞ 介護保険サービス、国民健康保険の給付、児童福祉・老人福祉・障害者福祉サービス

- ・ 法律・政令に基づかずに任意で行うもの

＜主な例＞ 各種助成金等（乳幼児医療費補助等）の交付、公共施設（文化ホール、生涯学習センター、スポーツセンター等）の管理

- 原則として、国の関与は是正の要求まで

関与の基本類型

- ・ 助言・勧告（法 § 245-4）
（是正の勧告（法 § 245-6））
- ・ 資料の提出の要求（法 § 245-4）
- ・ 協議
- ・ 是正の要求（法 § 245-5）

※その他個別法に基づく関与

- ・ 同意、許可・認可・承認、指示
一定の場合に限定
- ・ 代執行、その他の関与
できる限り設けない

法定受託事務

- 国（都道府県）が本来果たすべき役割に係る事務であって、国（都道府県）においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの

1号 本来は国 2号 本来は都道府県

- 必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる

＜主な例＞ 国政選挙、旅券の交付、国の指定統計、国道の管理、戸籍事務、生活保護

- 是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められている

関与の基本類型

- ・ 助言・勧告（法 § 245-4）
- ・ 資料の提出の要求（法 § 245-4）
- ・ 協議・同意、許可・認可・承認
- ・ 指示（是正の指示（法 § 245-7））
- ・ 代執行（法 § 245-8）

※その他個別法に基づく関与

できる限り設けない

○ 大臣等は法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めることができる（法 § 245-9）

(参考) 団体事務と機関委任事務

- 団体事務(自治事務)

地方公共団体の事務

公共事務(固有事務)・団体委任事務・行政事務(自治法旧2条2項)の3分類

- 機関委任事務

地方公共団体の機関が、国(又は他の地方公共団体)の機関として行う事務

事務自体は委任した国(又は他の地方公共団体)の事務

主務大臣の指揮監督に服し(自治法旧150条)、執行を確保するため、これを怠る場合、職務執行命令訴訟を経て主務大臣が代行(自治法旧151条の2)

条例の規律対象外、議会の調査権の対象外

都道府県の事務の7～8割、市町村の事務の3～4割



地方公共団体に対する国又は都道府県の関与①

地方分権一括法による地方自治法の改正により、国の関与等のあり方全体を抜本的に見直し、地方自治法において、その原則、基準、手続等について新たなルールを創設(平成12年4月施行)。

- (1) 機関委任事務制度の下での包括的指揮監督権の廃止(法 § 150、151の削除)
- (2) 法定主義の明文化(法 § 245-2)
…関与は法律又はこれに基づく政令の根拠を要する。
- (3) 基本原則の明文化(法245-3①)
…関与は必要最小限のものとし、地方公共団体の自主性・自立性に配慮したものでなければならない。
- (4) 事務区分に応じた関与の基本類型を提示し、基本類型以外の関与を設けることを制限(法245-3②~⑥)
…個別法に基づく関与を基本類型にできる限り集約することとし、整理縮小。
- (5) 手続ルールの創設(法 § 246~250-6)
…書面主義、許認可の審査基準の設定、標準処理期間の設定等。※処理基準(245-9)、並行権限の行使(250-6)
- (6) 係争処理手続の創設(法 § 250の7~252)

○ 自治事務

関与の基本類型

- ・助言・勧告(法 § 245-4)
(是正の勧告(法 § 245-6)))
- ・資料の提出の要求(法 § 245-4)
- ・協議
- ・是正の要求(法 § 245-5)

※その他個別法に基づく関与

- ・同意、許可・認可・承認、指示

一定の場合に限定

- ・代執行、その他の関与

できる限り設けない

○ 法定受託事務

関与の基本類型

- ・助言・勧告(法 § 245-4)
- ・資料の提出の要求(法 § 245-4)
- ・協議
- ・同意
- ・許可・認可・承認
- ・指示(是正の指示(法 § 245-7)))
- ・代執行(法 § 245-8)

※その他個別法に基づく関与

できる限り設けない

Ex. 検査、監査、立入検査、命令、確認

(注) _____は、地方自治法に一般的な根拠規定が置かれている関与



地方公共団体に対する国又は都道府県の関与② ～基本原則等～

- 関与の法定主義(法245条の2)

国の関与の根拠及び態様は、法律又はこれに基づく政令に定めなければならない。

※関与一地方公共団体の事務処理に関し、国の行政機関等が行う許可、認可等の処分、届出の受理その他これらに類する一定の行為

- 関与の基本原則(比例原則、法245条の3第1項)

国又は都道府県の関与は、その目的を達成するために必要な最小限度のものとするとともに、普通地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならない。

- 関与の基本類型(関与の一般法主義、法245条の3第2項～6項)

国の関与の基本類型は、国と地方公共団体との関係のルールに関する一般法に定めることとし、技術的助言・勧告、報告徴収、是正措置要求については、直接、一般ルール法に基づき行うことができるものとする。(法245-4～245-8の種類の関与)

- 関与の手続ルール(法246条～250条の6) cf. 行政手続法

原則として、書面によることや審査基準、標準処理期間を設定することなど(公正透明の原則)



- 書面主義
- 許認可等の基準の設定
- 標準処理期間の設定
- 理由の提示
- 届出



(参考)行政手続

- 申請に対する処分(行手法第2章)

審査基準の作成の義務付け、標準処理期間の作成の努力義務、「受理」概念の否定、理由の提示

- 不利益処分(行手法第3章)

処分基準作成の努力義務、聴聞・弁明の機会の付与、理由の提示

- 届出(行手法第5章)

「受理」概念の否定

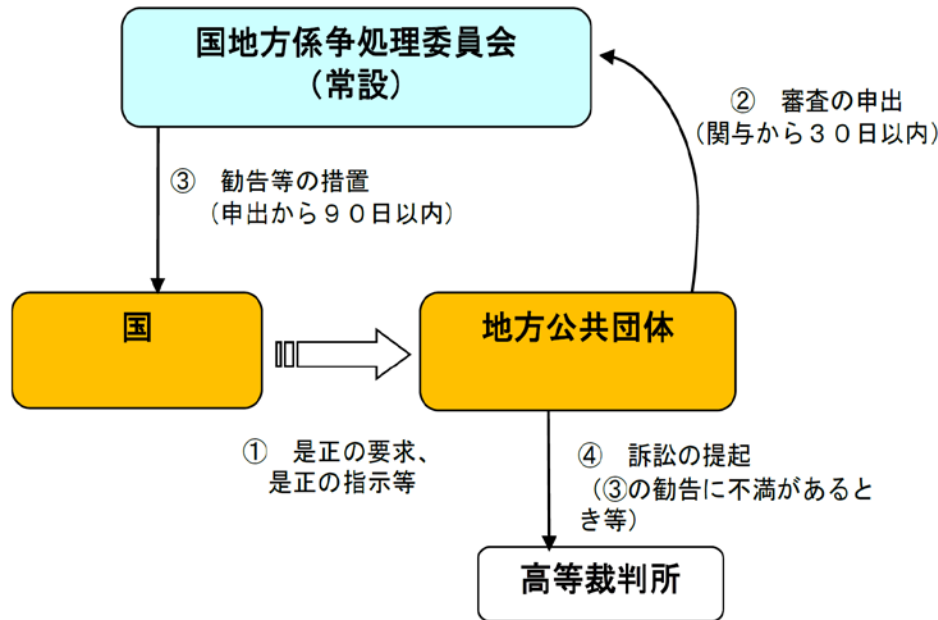


助言・勧告・是正の要求・是正の勧告・是正の指示の比較

	助言・勧告 (法 § 245-4)	是正の要求 (法 § 245-5)	是正の勧告 (法 § 245-6)	是正の指示 (法 § 245-7)
権限の主体 (国)	・ 各大臣	・ 各大臣	— (都道府県—市町村間に限られる関与)	・ 各大臣
(都道府県)	- 都道府県知事 - その他の執行機関 - 各大臣からの指示があった場合 - 都道府県自らの判断でも可	- 都道府県知事 - 都道府県教育委員会 - 都道府県選挙管理委員会 - 各大臣からの指示があった場合に限る	- 都道府県知事 - 都道府県教育委員会 - 都道府県選挙管理委員会 - 都道府県自らの判断に限る	- 都道府県知事 - 都道府県教育委員会 - 都道府県選挙管理委員会 - 各大臣からの指示があった場合 - 都道府県自らの判断でも可
対 象 事 務	- 自治事務 - 法定受託事務	- 自治事務 ・ 2号法定受託事務	自治事務	法定受託事務
要 件	地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認められる場合	- 事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき - 事務の処理が著しく適性を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき	- 事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき - 事務の処理が著しく適性を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき	- 事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき - 事務の処理が著しく適性を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるとき
求めを受けた者の事務	- 法的義務はなく、勧告を尊重すべき義務を負うに過ぎない (解釈) - 具体的措置内容は地方公共団体の裁量	- 違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべき法的義務 (明文) - 具体的措置内容は地方公共団体の裁量	- 法的義務はなく、勧告を尊重すべき義務を負うに過ぎない (解釈) - 具体的措置内容は地方公共団体の裁量	- 違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべき法的義務 (解釈) - 具体的措置内容についても指示可能で地方公共団体を拘束
求めに従わなかった場合の措置	代執行は 不可	- 代執行は 不可 ・ 2号法定受託事務は代執行可	代執行は 不可	代執行は 可



国地方係争処理委員会・自治紛争処理委員の概要



- これまでの処理案件
- ・ 横浜市勝馬投票券発売税に対する総務大臣の不同意に係る審査の申出について（平成13年）
 - ・ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対する、国土交通大臣の北陸新幹線工事実施計画の認可に係る審査の申出について（平成21年）

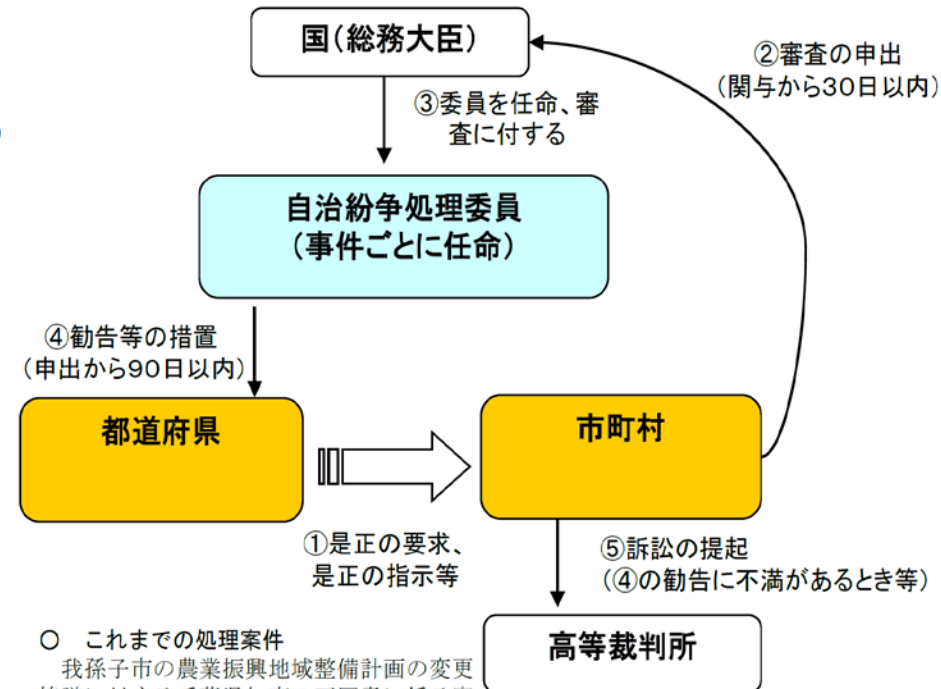
【概要】

国地方係争処理委員会は、普通地方公共団体に対する国の関与について、地方公共団体の長等からの審査の申出に基づき審査を行う。

国の関与が違法又は不当であると認められる場合には、国の行政庁に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告等を行う。

【特徴】

- 対象：関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの、不作為、協議
- 委員：常設（5名）
- 期間：申出から90日以内に勧告等の措置を行う。
- 勧告があったとき、国は勧告に即して必要な措置を講ずる義務がある。地方公共団体は、委員の審査の結果に不服があるとき等は高等裁判所に訴訟を提起することが可能



- これまでの処理案件
- ・ 我孫子市の農業振興地域整備計画の変更協議に対する千葉県知事の不同意に係る審査の申出について（平成22年）

【概要】

自治紛争処理委員は事件ごとに任命され、市町村に対する都道府県の関与について市町村の長等からの審査の申出に基づき審査を行う。

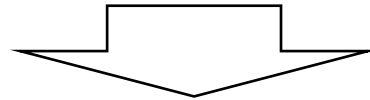
都道府県の関与が違法又は不当であると認められる場合には、都道府県の行政庁に対して必要な措置を講ずべき旨の勧告等を行う。

【特徴】

- 対象：関与のうち是正の要求、許可の拒否その他の処分その他公権力の行使に当たるもの、不作為、協議
- 委員：事件ごとに任命（3名）
- 期間：申出から90日以内に勧告等の措置を行う。
- 勧告があったとき、都道府県は勧告に即して必要な措置を講ずる義務がある。市町村は、委員の審査の結果に不服があるとき等は高等裁判所に訴訟を提起することが可能

国等による違法確認訴訟制度の創設（H24改正）

- 係争処理手続は、国の利用不可。制度創設当時より、国の是正の要求等へ地方公共団体が応じず、審査の申出もせず、問題が継続する懸念があった。
- こうした事態は、行政の法適合性の原則の観点から問題。地方分権への障害、地方公共団体の事務処理・国地方関係の不安定要因となるおそれ。
- 地方分権は、事前統制を縮小し、地方の自主性・主体性を高める取組であり、事後是正措置を整備することが必要。



- 国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会への審査の申出もしないとき等に、国等は違法確認訴訟を提起することができることとする。



条例による事務処理の特例

- 都道府県知事の権限に属する事務の一部について、都道府県条例の定めるところにより、市町村が事務処理を行うこととするもの
- 特例条例の制定には、あらかじめ市町村長と協議
- 対象となる事務
 - 都道府県知事の権限に属する事務(252条の17の2①)
 - 教育委員会の権限に属する事務(地教行法55条)
- 市町村長は、議会の議決を経て、都道府県知事に対し、事務処理の特例を要請できる





地方分権改革



地方分権改革のこれまでの経緯

内閣	主な経緯		
宮澤内閣 (H3.11～H5.8)	平成5年6月	地方分権の推進に関する決議(衆参両院)	第一次分権改革
細川内閣 (H5.8～H6.4)	平成6年2月	今後における行政改革の推進方策について(閣議決定) ※地方分権の推進について記載	
羽田内閣 (H6.4～H6.6)	平成6年12月	地方分権の推進に関する大綱方針(閣議決定)	
村山内閣 (H6.6～H8.1)	平成7年5月 7月	地方分権推進法成立 地方分権推進委員会発足(委員長:諸井虔)	
橋本内閣 (H8.1～H10.7)	※平成8年12月 第1次勧告 ～ 平成10年11月 第5次勧告 平成10年5月	平成13年6月最終報告 地方分権推進計画(閣議決定)	
小渕内閣 (H10.7～H12.4)	平成11年7月 平成12年4月	地方分権一括法成立 地方分権一括法施行	三位一体改革
森内閣 (H12.4～H13.4)		⇒ 機関委任事務制度の廃止等	
小泉内閣 (H13.4～H18.9)	平成13年7月 ※平成15年6月 平成14～17年6月 11月	地方分権改革推進会議発足(議長:西室泰三) 三位一体の改革についての意見 骨太の方針(閣議決定)(毎年) 政府・与党合意	
安倍内閣 (H18.9～H19.9) (第1次)	平成18年12月 平成19年4月	地方分権改革推進法成立 地方分権改革推進委員会発足(委員長:丹羽宇一郎)	第二次分権改革
福田内閣 (H19.9～H20.9)	※平成20年5月 第1次勧告 平成20年12月 第2次勧告 平成21年10月 第3次勧告 平成21年11月 第4次勧告	(重点行政分野の見直し、基礎自治体への権限移譲 等) (出先機関改革、義務付け・枠付けの見直し 等) (義務付け・枠付けの見直しの重点事項、国と地方の協議の場の法制化 等) (地方税財政 等)	
麻生内閣 (H20.9～H21.9)	平成21年11月	地域主権戦略会議設置(議長:内閣総理大臣)	
鳩山内閣 (H21.9～H22.6)	12月	地方分権改革推進計画(閣議決定)	
菅内閣 (H22.6～H23.9)	平成22年6月 平成23年4月 8月	地域主権戦略大綱(閣議決定) 第1次一括法(義務付け・枠付けの見直し等)、国と地方の協議の場法 等成立 第2次一括法(義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲)成立	
野田内閣 (H23.9～H24.12)			
安倍内閣 (H24.12～) (第2次)	平成25年3月 平成25年4月 平成25年6月	地方分権改革推進本部設置(本部長:内閣総理大臣) 地方分権改革有識者会議発足(座長:神野直彦) 第3次一括法(義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲)成立	

これまでの地方分権改革の成果

第一次分権改革

地方分権一括法の概要 (H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)

- 機関委任事務制度 (知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み) の廃止と事務の再構成
- 国の関与の新しいルールの創設 (国の関与の法定化等)
- 権限移譲 例: 農地転用 (2 ~ 4 ha) の許可権限 (国→都道府県)

等

第二次分権改革

地方分権改革推進委員会の勧告	法的措置	
地方に対する規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し)	第1次一括法 (H23.4成立)	○ 義務付け・枠付けの見直し 勧告で示された4,076条項のうち、見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項を見直し(74%) ○ 権限移譲 勧告で示された82項目に地方からの提案等を含めた105項目に対し、72項目を見直し(69%)
基礎自治体への権限移譲	第2次一括法 (H23.8成立)	
	第3次一括法 (H25.6成立)	
国と地方の協議の場の法制化	国と地方の協議の場に関する法律 (H23.4成立)	
国から地方への事務・権限の移譲等 ⇒ 現在推進中	H25.9 当面の方針(地方分権改革推進本部決定) (今後の予定) H25.12 見直し方針(閣議決定) H26 第4次一括法案(通常国会に提出)	

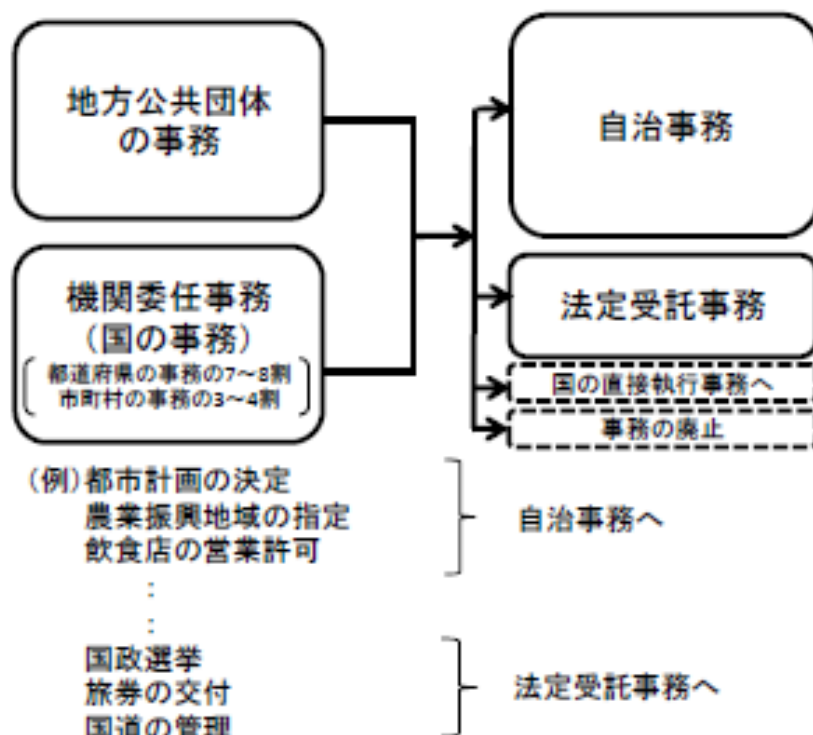
第一次分権改革

いわゆる地方分権一括法の概要

※平成11年7月成立、平成12年4月施行 475本の法律を一括して改正

1. 機関委任事務制度の廃止と事務の再構成

- (1) 知事や市町村長を国の下部機関と構成して国の事務を執行させる仕組みである機関委任事務制度を廃止 (351法律改正)
- (2) これに伴い主務大臣の包括的な指揮監督権等も廃止 (通達行政の廃止)



2. 国の関与の抜本的見直し、新しいルールの創設

- (1) 機関委任事務に伴う包括的指揮監督権を廃止
- (2) 国の関与の新しいルールを創設 (地方自治法)
 - ・関与は個別の法令の根拠を要すること
 - ・関与は必要最小限のものとする
 - ・関与の基本類型を定め、原則としてこれによること 等
- (3) 個別法に基づく関与を整理縮小 (138法律)

(例)・教育長の任命に係る文部大臣の承認→ 廃止
・漁港修築事業に係る農水大臣の許可→ 届出

3. 権限移譲

- (1) 個別法の改正により、国の権限を都道府県に、都道府県の権限を市町村に移譲 (35法律)
- (2) 特例市制度を創設し、20万人以上の市に権限をまとめて移譲

(例)・国→都道府県 農地転用(2ha超4ha以下)の許可権限
一定の保安林の指定・解除の権限
・都道府県→市町村 障害児に係る日常生活用具の給付

4. 条例による事務処理特例制度の創設

それぞれの地域の実情に応じ、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲することを可能とする制度。

5. その他

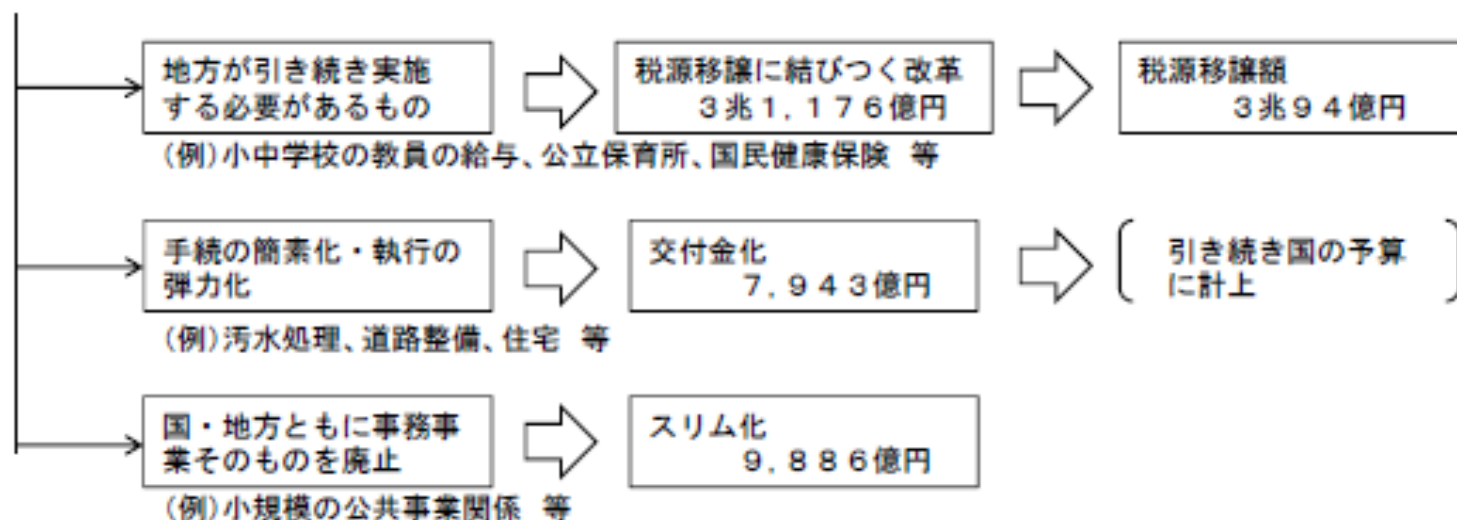
- (1) 必置規制の見直し (38法律)
- (2) 市町村合併特例法の改正

三位一体改革

三位一体改革の成果

① 国庫補助負担金改革	約 4.7兆円
② 税源移譲	約 3兆円
③ 地方交付税改革	約 △5.1兆円

① 国庫補助負担金改革 4兆6,661億円 (H16~H18)



② 税源移譲 3兆94億円

国の所得税から地方の個人住民税へ3兆円規模の税源移譲を実施(個人住民税は一律10%化)

③ 地方交付税改革 約△5.1兆円

- ・地方交付税及び臨時財政対策債の総額の抑制 約△5.1兆円
- ・算定の簡素化、不交付団体の増加

第二次分権改革

1. 地方に対する規制緩和(義務付け・枠付けの見直し)

義務付け・枠付けを見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項の見直しを実施(実施率74%)

従来は国が法令で全国一律の基準を定めていたが、地方公共団体が地域の実情に応じて条例で基準を設定

(例) 施設・公物設置管理の基準	公営住宅の入居基準及び整備基準 道路の構造の技術的基準 保育所の設備及び運営に関する基準
職員等の資格・定数等	消防長及び消防署長の資格

2. 事務・権限の移譲等

①国から地方へ

平成21年の「出先機関改革に係る工程表」(地方分権改革推進本部決定)で見直すとされた事務・権限等について、現在検討中(100項目)

- (例) 看護師など各種資格者の養成施設の指定・監督(国 ⇒ 都道府県)
無料職業紹介(求人情報を地方公共団体に提供する取組の推進)
自家用有償旅客運送(国 ⇒ 希望する市町村を基本)

②都道府県から基礎自治体へ

第2次一括法及び第3次一括法等により、検討対象105項目のうち72項目について、都道府県から基礎自治体への権限移譲を実施(実施率69%)

- (例) 未熟児の訪問指導(都道府県・保健所設置市 ⇒ 市町村)
地域地区の都市計画決定(都道府県 ⇒ 市町村)

3. 国と地方の協議の場

国と地方の協議の場に関する法律が成立(H23.4.28)

地方に関わる重要政策課題について、地方と連携して施策を進めていくため、同法に基づき引き続き運営

- (H25 開催実績) 1/25 平成25年度予算編成及び地方財政対策等
6/5 地方分権改革の取組、骨太の方針の策定等

国と地方の協議の場に関する法律の概要

概要

① 構成・運営

- ・ 議員
国：内閣官房長官、特命担当大臣、総務大臣、財務大臣、
内閣総理大臣が指定する国務大臣
《議長・議長代行を内閣総理大臣が指定》
地方：地方六団体代表（各 1 人）《副議長を互選》
- ・ 臨時の議員
議員でない国務大臣、地方公共団体の長・議会の議長
- ・ 内閣総理大臣は、いつでも出席し発言可

② 協議の対象

次に掲げる事項のうち重要なもの

- ・ 国と地方公共団体との役割分担に関する事項
- ・ 地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項
- ・ 経済財政政策、社会保障・教育・社会資本整備に関する政策その他の国の政策に関する事項のうち、地方自治に影響を及ぼすと考えられるもの

③ 招集等

- ・ 内閣総理大臣が招集（毎年度一定回数。臨時招集も可）
- ・ 議員は内閣総理大臣に対し招集を求めることが可

④ 分科会

分科会を開催し、特定の事項に関する調査・検討が可能

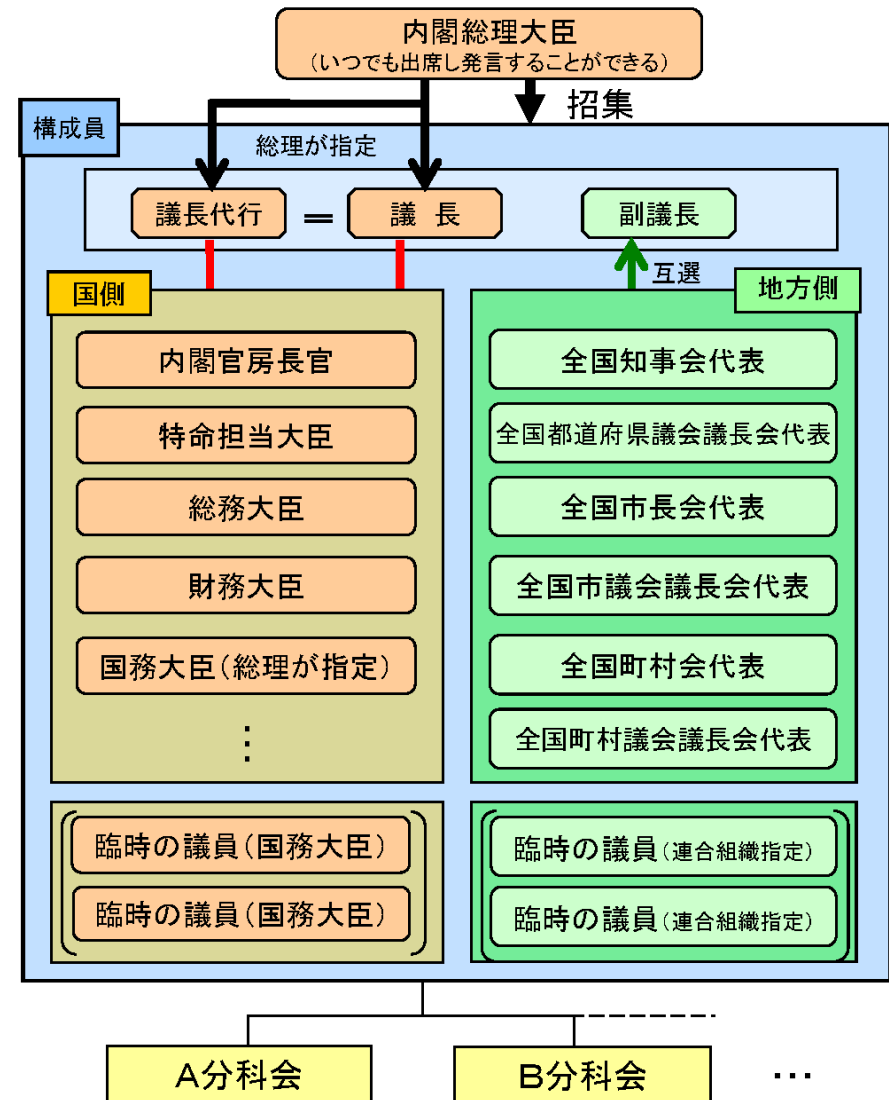
⑤ 国会への報告

議長は、協議の場の終了後遅滞なく、協議の概要を記載した報告書を作成し、国会に提出

⑥ 協議結果の尊重

協議が調った事項については、議員・臨時の議員は、協議結果を尊重しなければならない

イメージ



※分科会については、協議の場に諮って定める

地方分権改革の成果の例

1. 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）

- ① 条例の立案の自由度が高まり、立案過程において、住民、関係団体、事業者等の意見を反映できるようになった。
- ② 独自の基準を定める条例の制定・運用が可能となり、地域の課題を柔軟に解決できるようになった。
…公営住宅の入居基準、道路の構造に関する基準、保育所の設備・運営に関する基準等で地域の実情に応じた独自基準が制定されている。

2. 事務・権限の移譲

- ① 住居に近い窓口に一本化、処理期間の短縮、添付書類の省略など、申請等における住民の利便性が向上した。
…育成医療の支給認定における申請者の所得確認について、県では課税証明書を提出してもらっていたが、市では自ら申請者の所得を確認できるため、提出書類を削減できた。【障害者総合支援法】
- ② 地域に密着したきめ細やかな対応が可能になった。
…都道府県による立入検査は、対象となる店舗や商品が画一的になりがちだったが、各市に権限移譲したことにより、地域の実情に合った執行が可能となった。また、立入検査の実施件数及び商品数が増加した。【家庭用用品品質表示法・消費生活用製品安全法】
- ③ 従来は、ある行政分野の一部の事務しか担当していなかったが、権限移譲により、基礎自治体において当該分野の事務全体を一括して担当できるようになり、迅速で効果的な行政運営が可能になった。
…介護保険に係る指定居宅サービス事業者の指定権限等が中核市に移譲されたことによって、保険者である市が、介護保険の計画、要介護認定、事業所の指定、給付管理まで全体的な制度管理を行うことが可能になった。【介護保険法】
- ④ 施策の対象者の情報を把握できるようになり、十分な情報に基づき施策の企画・立案・推進が可能になった。
…これまで都道府県が実施していた未熟児訪問指導を市町村が行うことで、支援が必要な児童・母親と直接関わりを持つことができるようになった。【母子保健法】
- ⑤ 組織・人員などの観点で、国と地方、都道府県と市町村を通じた行政の効率化ができた。



地方に対する規制緩和の成果（例）

施設・公物の設置管理の基準は、従来は国が法令で全国一律の基準を定めていたが、地方公共団体が地域の実情に応じて条例で基準を定めることが可能に

公営住宅の入居基準

	従来の国の基準	法改正後の国の基準	地方独自の基準(条例)
入居者の対象範囲 (原則15.8万円～25.9万円の階層)	以下の場合に限定 ・入居者又は同居者に障害者等がいる場合 ・入居者が60歳以上で、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満 ・未就学児童がいる場合	入居者の心身の状況・世帯構成、区域内の住宅事情等を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合として条例で定める場合	「中学生以下の児童がいる世帯」を追加【桜井市等】 「18歳未満の多子世帯(3人以上)」を追加【永平寺町等】 「中山間地域の市営住宅に入居する者」を追加【浜松市】

道路の構造に関する基準

	従来の国の基準	法改正後の国の基準	地方独自の基準(条例)
歩道の幅員	ガードレールを含めて原則2.0m以上	政令で定める基準を参酌し、条例で定める基準	ガードレールを除き原則2.0m以上【京都府】 1.5mまで縮小できることとし、歩道整備を促進【岐阜県】
勾配	最大12%		最大17%まで引き上げることとし、急傾斜地における道路整備を促進【長崎市】

保育所の設備・運営に関する基準

	従来の国の基準		法改正後の国の基準	地方独自の基準(条例)
1歳児の乳児 1人当たり面積	乳児室	1.65㎡以上	(待機児童が多い市町村の場合) 国で定める基準(乳児室1.65㎡以上、ほふく室3.3㎡以上)を標準として、条例で定める基準	3.3㎡以上【大阪市】
	ほふく室	3.3㎡以上		原則3.3㎡以上。ただし、待機児童の多い地域の保育所は1.65㎡以上。【大阪市】



都道府県から基礎自治体への権限移譲の成果（例）

住民に最も身近な行政主体である基礎自治体が創意工夫をこらして
事務を担えるよう、都道府県の事務権限を基礎自治体に移譲

くらしづくり

	従来	改正後	権限移譲の成果の具体例
介護保険の指定居宅サービス事業者の指定・勧告・命令	都道府県	指定都市 中核市 上記以外は 都道府県	○従来は、介護保険の保険者である市町村が保険給付の帳簿書類のチェックの際に事業者の設備や運営について問題事例を発見しても、事業所の指定・勧告・命令権限を有する都道府県に通報することしかできなかった。 ○平成24年の指定都市・中核市への権限移譲により、直ちに適切な指導や是正が可能となり、保険給付の適正化と介護サービスの適切な供給が図られた。
未熟児の訪問指導 ※身体の発育が未熟なまま出生した0歳児の保護者に対して保健師等が実施する訪問指導	都道府県 保健所設置市	市町村	○平成6年の母子保健法改正により母子保健に関する事務（母子健康手帳交付、乳幼児健診等）の実施主体が原則として都道府県から市町村へと改められた中で、未熟児訪問指導は比較的専門性が高いことから都道府県に残された。 ○平成25年からこの事務が市町村に移譲されたことで、市町村が母子保健に関する事務全般を一貫して実施できるようになり、保護者にとっても窓口が一元化された。

まちづくり

	従来	改正後	権限移譲の成果の具体例
三大都市圏の用途地域（商業地域・工業地域等）の都市計画決定 ※三大都市圏以外の市町村は従来から用途地域の都市計画決定権限あり。	都道府県	市町村	○平成10年の第一次地方分権改革において、用途地域に関する都市計画決定権限は三大都市圏を除き市町村へ移譲されたが、三大都市圏の市町村においては都道府県に残されていた。 ○平成24年の権限移譲により、従来は都道府県による画一的な用途地域の決定がなされていたが、市町村の将来像を踏まえて用途地域を決定できるようになった。（例：A県の基準では、幹線道路沿いの用地を用途地域として指定する幅は道路から25メートル又は50メートルの2択であったが、権限移譲により、B市は幅を30メートルと設定。）



都市計画における地方分権改革

- 都市計画の決定に関する事務を「機関委任事務」から「自治事務」へ（第一次分権改革）
- 都道府県・市町村の都市計画の決定に対する国・都道府県の「認可」が「協議」・「同意」へ（第一次分権改革）
- 指定都市に都道府県並みの権限を移譲（第一次及び第二次分権改革）
- 広域にわたるものを除き、市町村に都道府県の権限の多くを移譲（第一次及び第二次分権改革）

第一次分権改革前		第一次分権改革 (平成12年)		第二次分権改革 (現在)	
国	・都道府県の都市計画の認可	国	・都道府県の都市計画の協議・同意	都道府県	・都道府県の都市計画の協議・同意
	・市町村の都市計画の認可		・市町村の都市計画の協議・同意		・市町村の都市計画の協議・同意
都道府県	・都市計画区域指定	都道府県・指定都市	・都市計画区域指定 ※指定都市を除く	指定都市	・都市計画区域指定 ※指定都市を除く
	・区域区分		・マスタープラン ※指定都市を除く		・マスタープラン ※指定都市に移譲予定
	・用途地域 三大都市圏・県庁所在市・25万人以上の市等の用途地域		・区域区分 ※指定都市を除く		・区域区分
	・都市施設 (例) 4ha以上の公園		・用途地域 三大都市圏・指定都市の用途地域		・都市施設 (例) 国・都道府県が設置する10ha以上の公園 ※指定都市は国設置のものを除く
市町村	・都市施設 (例) 4ha以上の公園	市町村	・都市施設 (例) 10ha以上の公園	市町村	・都市施設 (例) 国・都道府県が設置する10ha以上の公園 ※指定都市は国設置のものを除く
	・市街地開発事業 (例) 20ha超の土地区画整理事業		・市街地開発事業 (例) 50ha超の土地区画整理事業		・市街地開発事業 (例) 国・都道府県施行の50ha超の土地区画整理事業
	・用途地域 三大都市圏・県庁所在市・25万人以上の市等以外の用途地域		・用途地域 三大都市圏・指定都市以外の用途地域		・全ての用途地域
	・都市施設 (例) 4ha未満の公園		・都市施設 (例) 10ha未満の公園		・都市施設 (例) 国・都道府県が設置する10ha以上のものを除く全ての公園
市町村	・市街地開発事業 (例) 20ha以下の土地区画整理事業	市町村	・市街地開発事業 (例) 50ha以下の土地区画整理事業	市町村	・市街地開発事業 (例) 国・都道府県施行の50ha超のものを除く全ての土地区画整理事業

農地・農振制度における地方分権改革

- 農振制度に関する事務を「機関委任事務」から「自治事務」へ <平成12年:地方分権一括法(農振法)施行>
- 2ha以下の農地転用許可事務を「法定受託事務」から「自治事務」へ <平成13年:改正農地法施行>
- 2ha超4ha以下の農地転用許可事務を国から都道府県に移譲(当分の間、農林水産大臣に協議) <平成10年:改正農地法施行>

第一次分権改革前(平成10年以前)

第一次分権改革(平成12年以降)

国

- ・2ha超の農地転用許可
- ・農用地等の確保等に関する基本指針

- ・4ha超の農地転用許可
- ・農用地等の確保等に関する基本指針

都道府県

- ・2ha以下の農地転用許可
(機関委任事務)
※都道府県農業会議へ意見聴取

- ・2ha以下の農地転用許可
(H12:法定受託事務 ⇒ H13:自治事務)
※都道府県農業会議へ意見聴取

【平成10年】
2ha超4ha以下の農地
転用許可権限を移譲

- ・2ha超4ha以下の農地転用許可
(法定受託事務:大臣協議)
※都道府県農業会議へ意見聴取

- ・農業振興地域整備基本方針
(機関委任事務:大臣承認)

- ・農業振興地域整備基本方針
(自治事務:大臣協議)

市町村

- ・農業振興地域整備計画
(機関委任事務:知事認可)

- (事務処理特例条例により)
- ・4ha以下の農地転用許可
※都道府県農業会議へ意見聴取

- ・農業振興地域整備計画
(自治事務:知事協議)

地方分権改革に関する提案募集

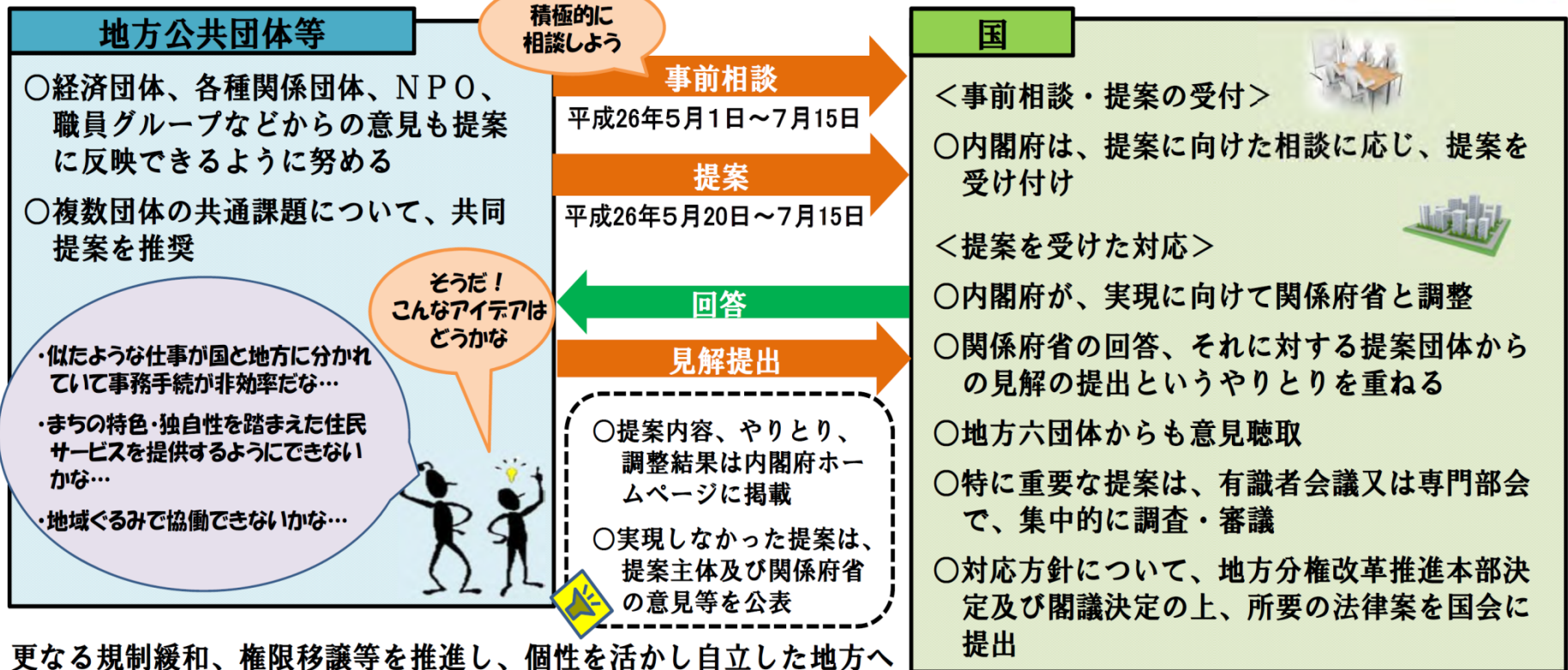
地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、地方の発意に根差した新たな地方分権改革の取組を推進します。

提案の対象

- 地方公共団体への事務・権限の移譲
 - ・出先機関だけでなく、本府省の事務・権限も対象
 - 地方に対する規制緩和（義務付け・枠付け及び必置規制の見直し）
 - ・法定受託事務に関するもの、政省令、補助要綱等に基づくものについても対象
- ※いずれも全国的な制度改革に係る提案が対象
（選択的な移譲「手挙げ方式」とする提案も対象）

提案に当たっての留意事項

- 全庁的な議論を行い、制度改革の効果や具体的な支障事例を明示して提案
- これまでの閣議決定において改革の具体的な取組方針が定められている事項等については、その取組の方向性を十分踏まえて提案（それと異なる提案を提出する場合、理由を明記）



地方分権改革事例 100

～個性を活かし自立した地方をつくる～

平成 26 年 6 月

内閣府地方分権改革推進室

地方分権改革有識者会議

第14回（H26.6.6開催） 資料より

<http://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/kaigidai14/kaigi14gijishidai.html>

以下のカテゴリごとに特色ある事例
をとりまとめ。

- ・子育て、福祉、健康
- ・まちづくり
- ・教育、文化
- ・生活、安全
- ・環境、衛生、
- ・産業、雇用、観光
- ・住民自治
- ・議会
- ・推進体制等

